

# 大分県少年の船実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、大分県少年の船実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、こころ豊かで生き生きとした青少年の育成を図るため、大分県少年の船を運航する。

(構成)

第3条 実行委員会は、大分県、大分県教育委員会及び大分県青少年団体連絡協議会の三者で構成する。

2 実行委員会は、別表に掲げる者を役員とする。

(業務)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、事業実施に必要な業務を行う。

2 大分県は、事務局を担当し、事業の企画、運営、会計等の業務を行う。

3 大分県教育委員会は、運航に係る人的支援、団員募集に係る支援を行う。

4 大分県青少年団体連絡協議会は、運航に係る人的支援、団体団員の募集及び派遣を行う。

(役員及び監事)

第5条 実行委員会に次の役員及び監事を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

2 委員長は、大分県青少年団体連絡協議会長が就任し、少年の船の団長を務める。

3 副委員長は、生活環境部長及び教育次長が就任し、少年の船の顧問を務める。

4 監事は若干名とし、実行委員会の同意を得て委員長が選任する。

5 役員及び監事の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第6条 委員長は会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が定めた順位により、その職務を代行する。

(監事の職務)

第7条 監事は、実行委員会の会計及び業務を監査する。

2 監事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 実行委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) 役員の選任に関すること。

(5) その他特に必要な事項

(運営委員会)

第9条 運航の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員は委員長が指名する。
- 3 運営委員会は、必要に応じて随時開催する。
- 4 運営委員会は次の業務を行う。
  - (1) 運航プログラムの内容に関する事。
  - (2) 運航に係る研修に関する事。
  - (3) 運航に必要な各係の業務に関する事。
  - (4) その他運航に係る事項に関する事。

(プログラム等検討委員会)

第10条 少年の船事業の運航プログラム等の充実を図るため、プログラム等検討委員会を置く。

- 2 プログラム等検討委員は委員長が指名する。
- 3 プログラム等検討委員会は、必要回数開催する。
- 4 プログラム等検討委員会は次の内容を検討する。
  - (1) 本研修プログラムの内容の詳細に関する事。
  - (2) 事前事後研修の日程及び内容に関する事。
  - (3) その他事業の企画に係る事項に関する事。

(事務局)

第11条 事業及び実行委員会の事務を処理するため、大分県生活環境部生活環境企画課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、次長及び局員等若干名を置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年1月14日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1	大分県	生活環境部長
2	大分県	生活環境部生活環境企画課長
3	大分県教育委員会	教育次長 (社会教育)
4	大分県教育委員会	教育委員会社会教育課長
5	大分県青少年団体連絡協議会	大分県青少年団体連絡協議会長
6	大分県青少年団体連絡協議会	大分県青少年団体連絡協議会に所属し 会長が認める者